兵庫県公報

令和元年10月3日 木曜日 号 外

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則

л° ¬ў́

○ 環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則(水大気課) ………

1

公布された法令のあらまし

●環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第19号)

太陽電池発電所は、いわゆる再生可能エネルギー源を利用する発電所として温室効果ガスの排出抑制に資するものとして、その建設が増加しているが、その建設に係る事業の実施に伴う土砂流出及び濁水の発生、景観への影響、動植物の生息及び生育環境の悪化等の問題も顕在化していることに鑑み、環境影響評価に関する条例に基づく環境影響評価を行うべき対象事業に一定規模の太陽電池発電所の新設又は増設を追加することとした。

規則

環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年10月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第19号

環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

環境影響評価に関する条例施行規則(平成9年兵庫県規則第68号)の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項開発整備事業の区分の欄中「建設」の右に「(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第15号に規定する発電事業者(以下この項において「発電事業者」という。)が発電の用に供するために行うものに限る。)」を加え、同項対象事業の欄(1)中「(昭和39年法律第170号)」及び「アからウまでに掲げるものにあっては、同項第15号に規定する発電事業者が発電の用に供するために設置するものに限る。」を削り、「という。)」の右に「であって、発電事業者が発電の用に供するために設置するもの(以下この項において「事業用電気工作物」という。)」を加え、同欄(1)工を削り、同欄(2)中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、同欄(2)工を削り、同表16の項対象事業の欄中「9の項(3)」を「10の項(3)」に、「11の項」を「12の項」に、「12の項」を「13の項」に、「13の項」を「14の項」に改め、同項を同表17の項とし、同表9の項から15の項までを同表10の項から16の項までとし、同表8の項の次に次のように加える。

- 9 発電所の建設 (8の項に掲げ る対象事業に係 るものを除く。)
- (1) 電気工作物のうち、次に掲げるものの新設(アに掲げるものにあっては、当該新設に係る土地の区域の面積が5~クタール以上であるものに限る。)
 - ア 太陽電池発電所
 - イ 風力発電所(出力が1,500キロワット以上であるものに限る。)
- ② 電気工作物の増設であって、次に掲げるもの
 - ア 太陽電池発電所の増設であって、当該増設に係る土地の区域の面積が5へ クタール以上増加することとなるもの
 - イ 風力発電所の増設であって、当該増設により当該風力発電所の出力が1,500 キロワット以上増加することとなるもの

別表第3の8の項行為の欄に次のように加える。

(5) 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(平成29年兵庫県条例第14号)第7条第1項の規定に

よる届出又は同条例第15条第 1 項の規定により同条例第 7 条第 1 項の規定の例によることとされる同条例第 15条第 1 項の規定による通知

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次に掲げる太陽電池発電所の新設又は増設(改正後の環境影響評価に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1の9の項(1)ア又は(2)アに掲げるものに限る。)については、改正後の規則の規定は、適用しない。
 - (1) この規則の施行の際既に改正後の規則別表第3の8の項(5)に掲げる行為を行っているもの
 - (2) この規則の施行の際既に大規模開発及び取引事前指導要綱 (昭和50年兵庫県告示第185号) 第5条第1項 の規定による同意を得ているもの